			3,100人を超え4,700人までの数	0.94
			4,700人を超え7,300人までの数	0.79
			7,300人を超える数	0.85
			測定単位の数値が2,400人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			2,400人に満たない数が1,000人までの数	0.51
			同上1,000人を超え1,700人までの数	0.18
			同上1,700人を超え2,050人までの数	−0.41
			同上2,050人を超え2,225人までの数	−0.44
			同上2,225人を超える数	−1.45
	4　商工行政費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.72
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.64
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.59
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.43
			6,000,000人を超える数	0.38
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.66
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.78
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.91
			同上900,000人を超える数	0.78
			普通態容補正（都道府県庁所在地補正率）	
			中小企業支援市の区域	0.982
			その他の区域	1.000
六　総務費	1　徴税費	世帯数	段階補正	
			測定単位の数値が690,000世帯以上のもの	
			690,000世帯	1.00
			690,000世帯を超え830,000世帯までの数	0.95
			830,000世帯を超え1,300,000世帯までの数	0.93
			1,300,000世帯を超え2,300,000世帯までの数	0.93
			2,300,000世帯を超える数	0.82
			測定単位の数値が690,000世帯に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			690,000世帯に満たない数が220,000世帯までの数	0.04
			同上220,000世帯を超え330,000世帯までの数	0.07
			同上330,000世帯を超える数	0.15
	2　地域振興費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.46
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.55
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.64
			3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.65
			5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.64
			6,000,000人を超える数	0.49
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.88
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.88
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.87
			同上900,000人を超える数	0.87

普通態容補正（給与差等）

	A				
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
1級地	—	—	—	3.176	—
2級地	2.798	—	—	2.861	2.884
3級地	2.371	—	2.396	2.419	2.437
4級地	2.188	2.188	2.209	2.230	2.245
5級地	1.670	—	1.683	1.694	1.703
6級地	1.335	1.335	1.341	—	1.351
無級地	—	0.848	0.845	0.843	0.841

	B
1級地	0.200
2級地	0.171
3級地	0.130
4級地	0.113
5級地	0.064
6級地	0.032
無級地	−0.014

㈱　北海道、東京都及び静岡県並びに福岡県にあつては、Bの率にそれぞれ1.175、126.89、0.062及び0.16を加算した率とする。